

## 令和6年度長野県看護大学保有バス車両管理・運転業務委託（前期）実施要領

令和6年度長野県看護大学保有バス車両管理・運転業務委託（前期）については、契約書に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第1 契約書第6条の2に定める任意保険は、次のとおりとする。

担 保 種 目	保 険 内 容
車両保険（盗難担保付）	標準価格表による
対 人 賠 償	一事故 無制限
対 物 賠 償	一事故 無制限
搭 乗 者 賠 償	1名 1,000万円
人 身 傷 害	1名 5,000万円
無 保 険 車 保 険	2億円

第2 契約書第7条に定める報告書は次のとおりとする。

- (1) 車両管理確認日誌
- (2) 車両走行実績及び車輛管理報告

第3 仕様書3（1）①イの車両管理責任者及び車両管理員は次のとおりとする。

- (1) 車両管理責任者及び車両管理員は、あらかじめ委託者の承認を受けなければならない。
- (2) 車両管理責任者及び車両管理員は、委託者の指示又は連絡を受けその任に当たるものとする。
- (3) 車両管理責任者及び車両管理員は、勤務中規律を保持し言語態度に注意するとともに、親切を旨としなければならない。
- (4) 車両管理責任者及び車両管理員は、受託者の支給する制服を着用しなければならない。
- (5) 委託者が車両管理員を不相当と認め、受託者に車両管理員の変更を要求したときは、その要求に応じなければならない。

第4 仕様書3（4）②の経費負担の詳細は次のとおりとする。

- (1) 受託者が負担する経費
  - ①人件費
  - ②被服費
  - ③油脂費：通常運行に伴い交換、補充が必要なエンジンオイル（工賃含む）等
  - ④修理費：通常運行に伴い発生するパンク等の修理費及び受託者の責による修理費（車両保険の対象となる修理費を含む。）
  - ⑤法定点検費：3ヶ月毎に実施する点検費
  - ⑥消耗品費：通常運行に伴い交換、補充が必要なウィンドウウォッシャー液や車両の維持管理に必要な車両ケア用品等
  - ⑦任意保険料：第2の任意保険に係る保険料
  - ⑧その他経費：夏用・冬用タイヤ交換工賃等

(2) 委託者が負担する経費

- ①燃料費：指定ガソリンスタンドの給油カードを貸与
- ②高速道路料金：実習送迎時に高速道路を利用する場合はETCカードを貸与
- ③その他経費：受託者が負担するもの以外の経費

第5 仕様書4の運行日時及び経路は次のとおりとする。

- (1) 日時及び経路は別に定める運行表による。
- (2) 運行日時、経路が変更になることがあること。
- (3) 運行表の乗車学生数は、予定であり変動があること。
- (4) 気象状況、その他突発的な事情により実習が中止され、バスの運行が中止されることがあること。